

厚生労働省発職第 0319001 号

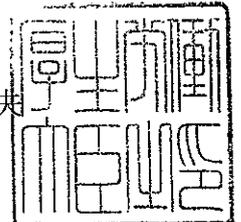
労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成19年3月20日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱(案)

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇九 (略)

十 育児・介護雇用安定等助成金制度の改正

(一) 育児・介護雇用安定等助成金として、職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度(以下「両立支援制度」という。)を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主に対する助成制度を創設するものとする。

(二) (一)の助成制度の対象となる事業主について、その雇用する二十歳以上三十九歳以下の被保険者の数が五十人以上である次世代育成支援対策推進法第十二条第三項に規定する中小事業主であつて、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のための措置を実施したものとする。

(三) (五) (略)

一一〇 一三三 (略)

第二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

育児・介護雇用安定等助成金について、次のように改正するものとする。

一 育児休業後に被保険者を原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させた事業主に対する育児・介護雇用安定等助成金について、支給対象期間を最初に原職等に復帰する者が生じた日から起算して五年間に延長するものとする。

二 三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者に対し育児休業に準ずる制度又は短時間勤務制度を実施した事業主に対する育児・介護雇用安定等助成金について、当該制度を最初に利用した労働者が生じた日から起算して五年間、一事業主あたり十人に限り、当該制度を利用した二人目以降の労働者が生じた場合に、十万円（中小企業事業主にあつては十五万円）を支給するものとする。

三 第一の十の(一)の育児・介護雇用安定等助成金について、事業主が両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のための措置を効果的に実施したと認められる場合は、二年を限度として一年につき五十万円（二年目において当該措置をより効果的に実施したと認められる場合は五十万円を加算した額）を支給するものとする。

四 平成十九年度から平成二十一年度までの間、労働者が小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつ

つ就業することを容易にするための施設として適当と認められる託児施設を設置し又は整備する事業主
に対する育児・介護雇用安定等助成金について、当該施設の設置又は運営に要した費用に係る助成額は、
中小企業事業主にあつてはその要した費用の三分の二に相当する額とするものとする。

第三 (略)

第四 施行期日等

- 一 この省令は、平成十九年四月一日から施行するものとする。 (略)
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。